

千葉市区域外就学事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条及び千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則(昭和44年千葉市教育委員会規則第1号。)第3条の規定に基づき、区域外就学の手続きについて定めるものとする。

(区域外就学の定義)

第2条 この要綱において区域外就学とは、千葉市外に住所を有する学齢児童生徒が、千葉市立小学校又は中学校に就学を希望して千葉市及び当該住所の存する市区町村教育委員会(以下「関係市区町村」という。)の承認を得て通学することをいう。

(申請)

第3条 区域外就学の承認を受けようとする保護者は、区域外就学申請書(様式第1号)に必要書類を添え、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会が必要と認めた時は、誓約書の提出を求めることができる。

(受理及び審査)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに当該書類の内容を審査し、別表に掲げる承認事由に該当すると認めるときは、関係市区町村に区域外就学協議書(様式第2号)を送付する。関係市区町村より区域外就学承認の回答が得られたときは、区域外就学承認通知書(様式第3号及び第4号)により、保護者及び区域外就学することとなる小学校又は中学校の長に対し通知するものとする。

(承認の取り消し)

第5条 教育委員会は、区域外就学の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) 申請書等に虚偽の事項を記載したと認められるとき。

(2) 申請内容に変更又は消滅が生じたと認められるとき。

(届出)

第6条 区域外就学の承認を受けた保護者は、申請内容が変更又は消滅したときは、ただちに教育委員会に届け出なければならない。

(保管)

第7条 教育委員会は、区域外就学承認後速やかに学齢簿に記載し、これを保管するものとする。

(委任)

第8号 この要綱に定めるもののほか、区域外就学の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成3年7月1日から施行する。

2 この要領施行前に、すでに区域外就学を許可され通学している者は、この要領による区域外就学者とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

区域外就学の承認事由及び必要書類

	承認事由	必要書類	期間
1	学年を問わず、学期途中で他市区町村へ転出したとき。	家族全員が記載されている 他市区町村の住民票1通	学期終了まで
2	卒業学年（小6・中3）の児童生徒が、学年途中で他市区町村へ転出したとき。	家族全員が記載されている 他市区町村の住民票1通	卒業年度終了まで
3	通学区域の細則に定められた地域。	家族全員が記載されている 他市区町村の住民票1通	卒業年度終了まで
4	その他教育委員会が特に必要と認めたとき。	家族全員が記載されている 他市区町村の住民票1通 その他必要とする書類	必要と認められる期間

※ただし、原則として公共交通機関を利用して一時間以内に通学が可能な範囲。

(あて先)
千葉市教育委員会

申請者名	
(注) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	

区 域 外 就 学 申 請 書

貴教育委員会所管の市立学校に区域外就学させたいので、下記のとおり申請いたします。

記

学 齡 児 童 生 徒	フリガナ	①	性別	続柄	②	性別	続柄
	児童生徒氏名						
	生 年 月 日	年 月 日			年 月 日		
	住民票の住所						
	現 住 所	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 別の場合：				
	連 絡 先	電話：	— —	Eメール：	@		
	就学希望校	千葉市立 学校			学年	①第 学年	②第 学年
	就学希望期間	年 月 日 から			年 月 日 まで		
	保 護 者 名						
申請事由	該当するものに○をつけて下さい。						
<p>1. 学期途中のため、今学期終了まで現在校に通学させるため。</p> <p>2. 卒業学年のため、卒業まで現在校に通学させるため。</p> <p>3. 区域外就学が認められている地域のため。</p> <p>4. その他（具体的事由）</p>							
通学方法及び時間		(所要時間： 分)					
通学途中における事故等の責任は保護者が負います。							
決 裁	課長・所長	補 佐	係 長	受 付	送 付 日	回 答 日	

教育委員会様

千葉市教育委員会



区域外就学協議書

下記児童生徒の区域外就学について、当方は差し支えありませんが、学校教育法施行令第9条第2項により協議します。

記

学 齡 児 童 生 徒	フリガナ	①	性別	続柄	②	性別	続柄
	児童生徒氏名						
	生年月日	年 月 日			年 月 日		
	住民票の住所						
	現住所	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 別の場合：				
	連絡先	電話： - -			Eメール： @		
	就学希望校	千葉市立 学校			学年	①第 学年	②第 学年
	就学希望期間	年 月 日 から			年 月 日 まで		
	保護者名						
申請事由	該当するものに○をつけて下さい。						
	1. 学期途中のため、今学期終了まで現在校に通学させるため。 2. 卒業学年のため、卒業まで現在校に通学させるため。 3. 区域外就学が認められている地域のため。 4. その他（具体的事由）						
通学方法及び時間							(所要時間： 分)
	通学途中における事故等は保護者の責任となります。						

※ 回答は千葉市 () 区役所市民課 宛にお願いいたします。
() 市民センター

保護者様

千葉市教育委員会



区域外就学承認通知書

このことについて、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

学 齡 児 童 生 徒	フリガナ	①	続柄	②	続柄	
	児童生徒氏名					
	生年月日	年 月 日		年 月 日		
	住民票の住所					
	現住所	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 別の場合:			
	連絡先	電話: - -	Eメール: @			
	就学希望校	千葉市立 学校		学年	①第 学年	②第 学年
	就学希望期間	年 月 日 から		年 月 日 まで		
	保護者名					
申請事由	該当するものに○をつけて下さい。					
	1. 学期途中のため、今学期終了まで現在校に通学させるため。 2. 卒業学年のため、卒業まで現在校に通学させるため。 3. 区域外就学が認められている地域のため。 4. その他（具体的事由）					
通学方法及び時間	(所要時間: 分)					
	通学途中における事故等は保護者の責任となります。					

千葉市立 学校長 様

千葉市教育委員会



区域外就学承認通知書

このことについて、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

学 齢 児 童 生 徒	フリガナ ①	性別	続柄 ②	性別	続柄	
	児童生徒氏名					
	生年月日	年 月 日	年 月 日			
	住民票の住所					
	現住所	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 別の場合:			
	連絡先	電話: - -	Eメール:	@		
	就学希望校	千葉市立	学校	学年	①第 学年	②第 学年
	就学希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
保護者名						
申請事由	該当するものに○をつけて下さい。					
	1. 学期途中のため、今学期終了まで現在校に通学させるため。 2. 卒業学年のため、卒業まで現在校に通学させるため。 3. 区域外就学が認められている地域のため。 4. その他(具体的事由)					
通学方法及び時間	(所要時間: 分)					
	通学途中における事故等は保護者の責任となります。					